

# 的外



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL : 0191-23-8960  
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り  
第352号  
令和元年8月



## い な べ ん だ べ ん く 田舎弁護士の駄弁句 ⑤1

豊かさと 便利さ求める 文明と  
優しさ求める 文化は異なり

令和元年7月28日

青空浮世乃捨

人の集まりには、物質的・経済的な豊かさと便利な生活を求めるためのものが少なくありません。経済人や政治家の集まりは、そういう傾向があります。

令和元年7月28日に開催された「はつみwith こーき二人改」は、それとは異なる集まりでした。まわりの人といっしょに、人生を楽しく生きるための集まりでした。優しさと幸福感を分け合う集まりでした。文明人の集まりというより、文化人の集まりでした。

齋藤初美さんのエッセイ集発刊と、阿部興紀さんのCD出版を記念しての集まりでしたが、金や物や便利な生活を求める集いと違い、優しい心と幸せをもらいました。

私も、お祝いの言葉を話す機会を頂戴しました。後期高齢者となって、ちゃ

んとした話ができないのではないかと思います、レジュメを準備しました。次のような内容です。そこに、この句のコメントらしきことを述べていますので、少し手を入れ、転載します。

「はつみ with こーき二人改」は、その会の内容も、集った人も、文明を求めるといよりは、文化を求めるもので、素晴らしい一時を過ごさせて戴きました。

はつみ with こーき二人改

祝 辞

令和元年7月28日

田舎弁護士(いなべん) 千 田 實

文明は、物質的豊かさと便利な生活を求め、文化は、人間の優しい心と幸せな人生を求めます。

「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」といういなべんの哲学の視点で見れば、当面の物質的豊かさと便利な生活を求めすぎて、人間の優しい心と幸せな人生を忘れているとも思える一部政治家や経済人の言動に不安と反感を感じることがあります。文化に対する文明の脅威の象徴が核です。

「文明」と「文化」は、字が似ていて、言葉から受ける印象も似ていますが、時と場合によっては、文明は文化を犠牲にしてしまいます。表現は悪いのですが、時によっては、文明と文化は、ミソとクソほど違うことがあるのです。

物質的豊かさと便利な生活を求めるあまり、人間の優しい心とこの世に生を受けた者の幸せな人生を置き去りにしないようにしたいものです。

近代自然科学理論は、文明の進化をもたらしました。ですが、他方、文化を伴わない文明は、核戦争の危険を生み出しました。文明は、普遍性、論理性、客観性にこだわり、実験で証明できないものを捨て去りました。文化は、心の問題です。好きになるのは、実験で証明しなければならないことではないのです。実験で証明できることでもないのです。心の問題なのです。

近代自然科学理論と知識一点張りで、情緒無視の偏差値教育が置き去りにした心と経験則の大切さを世に知らせることは、現在(いま)、文化人のやらなければならない最も重大な責務であり楽しみです。それをしなければ、経済的豊かさや便利な生活を求めるあまり、人間の優しい心と、生きとし生けるものの幸せを求める文化が、犠牲となってしまいかねないのです。

先日、こーきさんと談笑していたら、「はつみさんかこーきさんのどちらかが市長に立候補しようという話になった」というエピソードを聞きました。はつみさんかこーきさんが市長になっていれば、一関市の文化レベルはもっと上がっていたのではないかと思います。

リニアコライダーのトンネルは、後日核廃棄物の捨て場としないことを祈念します。経済的効果だけを優先させてはならないのです。そうなっては、アインシュタインも泣いてしまうと思います。

「はつみ with こーき二人改」にお集まりの皆様のお名前を一覧するだけで、「文化人の集まりだ」という印象です。

今宵は、はつみさんとこーきさんを囲んで、優しい心と幸せを分かち合いましょう。この一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くしましょう。

はつみさん、こーきさん、そしてお集まりの皆様に、心の底からお祝いの気持ちを申し上げます。

# 日常と非日常 — 弁護士の仕事の場

「弁護士」という言葉を角川必携国語辞典で引くと、「<sup>そしやう</sup>訴訟に関することや、法律に関する事務を、当事者に依頼されておこなう職業の人。一定の資格が必要」とあります。そして「訴訟」とは、「裁判所に、法律による解決を求めること」とあります。

ですから弁護士は、「裁判所で法律による解決を依頼者より頼まれて、解決する仕事」というイメージを持たれていますし、そのように思っている人が普通だと思います。私もこれまではそう思ってきました。

ところが最近、そういう考え方は見直さなければならない、という思いを強くしています。それは、弁護士はもっと裁判所という場だけでなく、裁判所外の広い場所でも、広く仕事の場を求めなければならない、という思いに至っているのです。

48年間にわたって、地方小都市で<sup>なりわい</sup>弁護士業を生業として生きてきて、弁護士は、裁判所という場で、当事者の代理人として、法律による解決を求める仕事だけをしては足りないと思うようになっていきます。

弁護士は、もっと市民の日常生活に密着し、市民の普段の生活の場において仕事をしなければならないと思うのです。

裁判所を利用することなどは、一般市民にとっては、一生に一度あるかないかという出来事です。普段の生活ではありません。とても日常茶飯事などとは言えません。むしろ、普段自分が生活したり、付き合ったりするのは次元を異にする世界に属する非日常とでも言うべきことです。

弁護士は、裁判という非日常の生活の場だけで仕事をしては足りないと思うようになりました。それは、裁判という場でだけ仕事をしては、一般

市民の生活の99%以上の日常の世界に関与できず、一般市民のためにあまり役立っていないということになります。弁護士業という観点からすれば、弁護士の仕事が少なくなってしまいます。弁護士は、食べてはいけなくなりそうです。

弁護士が、世のため、人のために、もっと役立つためには、市民の日常生活の場において活躍しなければならないのです。弁護士の業務を拡大するためには、裁判所という市民にとって、非日常と思える場だけに止まっていないで、市民の日常生活、つまり普段の生活の場に、仕事の場を広めなければならないのです。

市民の普段の生活の中には、途切れることなく、トラブルや悩みごとが発生しています。絶えず発生している市民のトラブルや悩みごとの相談に乗り、裁判などという非日常と思える場で解決しなければならなくなる前に、適切な解決策を市民といっしょになって解決するということは、弁護士の重要な仕事ではないか、という考えに至っています。

市民間のトラブルを解決するためには、まず弁護士が仲に入って、円満解決に努力してみて、どうしても裁判でなければ解決できそうもないという場合にはじめて非日常とも思える裁判所での解決という手段を取るべきだと思うようになりました。

弁護士は、もっともっと、市民の普段の生活に関与しなければならないのです。弁護士を使うのは、一般市民にとっては、一世一代の出来事のように思われてはならないのです。トラブルや悩みごとがあったら、まず弁護士に相談してみる、というようにならなければならないのです。いきなり裁判所で解決するというやり方では、事が大きくなりすぎます。まず、弁護士事務所<sup>で</sup>解決できるものは解決すべきではないかという気がするのです。

弁護士は、医師とよく似た面があります。特に田舎弁護士は、個人で開業している一般の医者である町医者・開業医によく似た面があります。開業医は、

市民の普段の生活に密着し、活躍しています。市民は、体調を崩すと、まず開業医の所に駆け込みます。開業医は、駆け込んできた患者から、現在の症状やそこに至った経過や病歴等を聞き、自分の所でできる検査をし、自分の所で治せるかどうかを判断し、自分の所で治せるものは治します。自分の所では治せないというときは、大学病院などのより設備の整った病院に紹介します。まず、自分の所で治す努力を最大限尽くします。

田舎の弁護士は、開業医とよく似た立場にあります。市民がトラブルや市民生活上の悩みごとを持ったら、弁護士に駆け込んでもらえるようにならなければなりません。そういう場を田舎弁護士は、市民に提供しなければならないのです。

「裁判所という場でする仕事しかしません」などと言う田舎弁護士は、田舎弁護士としては、「くその役にも立たない弁護士」と言われても仕方がないのです。裁判所での解決という方法は、田舎弁護士としての尽くすべきことを尽くした上で、最後に選択すべき方法なのです。田舎弁護士は、開業医のようにまず解決できる事件は、自分の力で解決してやらなければならないのです。そうあるべきではないか、と最近特に強く意識するようになっていきます。

田舎弁護士が、自分の力で、市民の日常生活の中で絶えず発生するトラブルや悩みごとを解決するためには、弁護士自身に市民のトラブルや悩みごとを解決してやれる力がなければならないのです。

その力は、法律の条文や判例を知っているというレベルでは不足です。市民間に発生しているトラブルや悩みごとは、法律の条文や判例だけで解決できるものではなく、人間の心を察する力や、経験則が要求されるケースが多いのです。解決策を見出すためには、人間力という総合的能力が要求されるのです。離婚問題一つを解決するためにも、夫婦間の心の機微<sup>きび</sup>を心得ていた方がいいに決まっています。いろいろの面で経験が求められているのです。

48年間田舎弁護士を体験して実感するのは、市民間のトラブルを解決する場である裁判の場が、市民の感覚とか常識から乖離<sup>かいり</sup>し、法律理論とか近代自然科学理論を偏重しすぎて、世間の常識とか人の心を、軽視したり、無視していると思えるため、市民は判決に納得しないケースが見られることが少なくありません。

その上、判決はどちらか一方を勝たせ、他方を負かせますので、オール・オア・ナッシングという格好になってしまいます。ですが、市民間に発生し、裁判になるようなトラブルには、どちらにもそれ相応の言い分があります。それを100対0とする判決は、根本的な間違いがあると言わなければならないのです。裁判の場という非日常とも思える場で、市民間のトラブルを解決するというだけでは、本当にいい解決はできないと48年間の田舎弁護士の体験から確信するに至っています。

民事裁判所は不要だとまでは言いませんが、改善しなければならないことは、山ほどあります。まずその代表は、前記のように市民間のトラブルを「100対0」という判決を出し、平気でいられる無神経さを反省しなければならないと思います。それと同時に、弁護士や弁護士事務所の在り方についても、考え直さなければならない点は、沢山あります。

弁護士に今求められていることは、弁護士の仕事の間を、裁判所という非日常的な場にだけ止まっていないで、市民の日常の場に進出しなければならないことだと確信しています。弁護士を頼むことは、具合が悪くなったら、まず町医者に行くように、市民間のトラブルや悩みごとが発生したら、まず弁護士事務所に行くようになってもらわなければならないのです。

弁護士が町医者のように、市民の日常生活に密着し、市民の日常茶飯事とも思える場を仕事の間にするためには、市民が気軽に弁護士事務所へ足を運べるようにしていなければならないのです。いつ行っても留守だったり、電話をしても応対しないようでは、どうしようもありません。

まず、弁護士事務所の受け入れ態勢を整えなければならないのです。そのような思いを込め、みのる法律事務所は、事務局はいつでも7～8人はいますし、若い弁護士もいます。土、日、祭日を含めて、年中休みなしの看板を掲げています。法律問題に限らず、悩みごと相談も含めて相談にはいつでも無料で乗ることにしています。

みのる法律事務所の仕事は、裁判という非日常という仕事場だけではなく、市民に普段発生しているトラブルや悩みごとの解決という日常の場での仕事を大事にしていくつもりです。

みのる法律事務所は、町医者と同じです。まず、普段の生活の中で、トラブルが発生したり、悩みごとがあったら、みのる法律事務所に声を掛けて下さい。50年になろうとする弁護士としての経験があります。既に117冊の裁判体験記、病気体験記、生き方体験記の本も発刊しています。法律だけでなく、多方面にわたって経験を積んでいます。皆さんの力となれると確信します。法律論に限らず、何でも相談して下さい。自分の力で解決できないことは、他の然るべき所を紹介させていただきます。

間もなく、半世紀になろうとするところまで、田舎弁護士をさせてもらい、90歳までは、田舎弁護士として現役を張ることを宣言している身としては、これまで<sup>つちか</sup>培った人間力を駆使し、ここまで育ててくれた皆様に恩返しをしたいのです。

皆様の中でも、特に、この事務所便りをお読み下さっている皆様は、「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という『いなべんの哲学』で言う「まわりの人」です。一心同体とも言うべき仲間です。どんなトラブルでも、悩みごとでも、いなべん千田實に一声お掛け下さい。いっしょに悩み、楽しみあいたいのです。裁判などという非日常になる前に、日常茶飯事としてご相談下さい。いっしょに悩み、いっしょに人生を楽しみましょう。